

# 鳥取縣公報

昭和二十六年十月二十三日  
外 火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第四百八十号

昭和二十六年度農業（生活）改良普及員の資格試験を次の通り実施する。

昭和二十六年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 一、期日及び場所

1 期日 昭和二十六年十二月十三日から十二月十六日まで四日間。

2 場所 鳥取市西町 鳥取県立鳥取図書館講堂

3 期日及び場所に変更のある場合及び試験の時間割については別途受験者に通知する。

#### 二、受験資格

(一) 旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）又は新制

高等学校卒業後三箇年以上国、公共団体もしくは法人立の農業もしくは家政に関する試験研究、教育機関において試験研究もしくは教育に従事した者又は公共団体もしくは法人の組織において農業もしくは家政に関する実務もしくは普及事業に従事した者。

(二) 農業又は家政に関する旧制専門学校、新制短期大学、都道府県立農業講習所又はこれに準ずる教育機関の卒業者。

(三) 農業又は家政に関する旧制又は新制大学の卒業生。  
註 1 実業学校卒業程度検定及び専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者は旧制中等学校卒業者とみなすこととする。

2 実業学校教員検定規程による農業又は家政

鳥取縣公報 毎週 曜日発行（休日ニ當ル） 昭和二十六年十月二十三日

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可

01011

に関する学科目の検定に合格した者、中学校、高等女学校教員検定規程による農業又は家政に関する学科目の検定に合格した者及び専門学校卒業程度検定規程による農業又は家政に関する学科目の試験検定に合格した者はそれぞれ農業又は家政に関する旧制専門学校卒業者とみなすこととする。

3 外国の学校で内地の学校における課程と同等以上の課程を修めた者は内地のこれに相当する学校卒業者とみなすこととする。

4 外国において農業もしくは家政に関する試験研究、教育、実務又は普及事業に従事した年数は内地のそれに相当する事業に従事した年数とみなすこととする。

5 旧制中等学校卒業者及びこれと同等以上の資格を有する者を入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めた者についてはその修業年限を農業又は家政に関する実務に従事した者とみなすこととする。

三、出願手続

(一) 受験者は次の書類各一通を知事宛に提出すること。

- 1 受験願書 別記様式(一)
- 2 履歴書 別記様式(二)
- 3 写真(名刺版、最近のものに限る) 受験願書の裏面にちよう付する。
- 4 筆記試験選択項目申込書 別記様式(三)
- 5 学校卒業証明書或は試験検定合格証明書
- 6 受験資格者であることを証明する資料(試験研究、教育、普及事業実務に従事した者はその関係勤務先の勤務証明書)
- 7 身体検査書

(二) 受験願書の受付を了したものに対しては受験願書の受付期間終了後、改良普及員資格試験委員会において受験資格の有無を判定し、その結果を受験出願者に通知する。この際受験有資格者と認定されたものに対しては受験票を送附する。

四、受験願書の受付

01012

自昭和二十六年 十月二十三日  
至昭和二十六年十一月二十日

五、受験願書提出先

鳥取県農林部農業改良課

「註」必ず書留郵便又は持参のこと。

六、試験

試験は筆記試験、実地試験、社会常識検査、人物検査にわたる。

(一) 筆記試験

A 農業改良普及員に対するもの

イ、必須項目

- 1、作物及び園芸
- 2、畜産
- 3、土壌及び肥料
- 4、病害虫
- 5、農機具
- 6、農業経営
- 7、農政時事問題

ロ 選択項目

- 1、農業気象
- 2、植物生理
- 3、家畜生理及び衛生
- 4、家畜飼養
- 5、農畜産加工
- 6、農業簿記
- 7、林業一般
- 8、農業土木

B 生活改良普及員に対するもの

イ、必須項目

- 1、農業一般
- 2、家事経済
- 3、被服及び住居
- 4、食物と栄養
- 5、家庭保健及び衛生
- 6、作文

ロ、選択項目

01013

- 1、教育
  - 2、育児
  - 3、看護
  - 4、家庭物理化学
  - 5、家庭生物
- 註1、選択項目は受験者において適宜二項目を選定するものとする。

2、筆記試験は旧制専門学校卒業程度において行  
う。

(二) 実地試験  
実地指導上必要な知識について行う。

社会常識検査  
改良普及員として必要な社会常識について行う。

人物検査  
改良普及員として必要な個人的、公民的能力及び社  
会的適応性の程度について行う。

七、合格  
試験に合格した者については試験終了後一箇月以内に

公示するとともに合格証書を交付する。  
八、任用  
資格試験合格者名簿中より地区に勤務する改良普及  
員を選考し知事が任命する。

様式(一)(用紙半紙)

受験願書

本籍地

現住所

氏名(振仮名をつけること)

年 月 日生

私儀農業(生活)改良普及員資格試験を受けたので書  
類を具して願ひ上げます。

年 月 日

右氏 名印

鳥取県知事 西尾愛治殿

様式(二)(用紙半紙)

履歴書

本籍地

01014

現住所

氏名(振仮名なつけること)印  
年 月 日生

学業

- 一、年 月 何学校何学年に入学
- 一、年 月 何学校何科卒業(又は何事由に依り何  
学年中途退学又は何学年在学中)

業務

- 一、年 月 何官拜職命もしくは何業に従事(職務  
内容を詳細に明確に記入すること)
- 一、年 月 何事由により退官もしくは廃業  
(記載注意)職務内容については左記事項を記入す  
ること

- イ、職名……例えば何々果技術吏員(三級)
  - ロ、内容……例えば稲の栽培法改良に関する試験
  - ハ、勤務機関名……例えば何々果農業試験場
  - ニ、継続して従事した期間……何年何箇月
- 賞 罰

- 一、年 月 何事由により何賞何罰を受く  
身上に関する事項
- 一、年 月 何事由により何と改氏名等  
(記載注意)

一、賞罰は経歴上特に重要な事項。

二、身上に関する事項は氏名の変更等身上の異動  
を記載すること。

様式(三)(用紙半紙)

筆記試験選択項目申込書

氏 名 印

私儀筆記試験選択項目中左記二項目について受験致しま  
す。

記

◇鳥取縣告示第四百八十三号

昭和二十六年度兒童福祉施設保母試験に次の者が合格し

た。

昭和二十六年十月二十三日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取市 木代千鶴子 栗田辰恵 土井富美枝

岩谷 瑛子 八木 猶子 吉田 幸枝

西本 和子 伊木 信子 谷口ゆり子

米子市 小坂 幸子 野津富貴子 山根 時代

藤田 弘子 奥島 昌子

岩美郡 山川 文子 久慈 繁子 友田美代子

八頭郡 中村 匡子 坂田 明子

気高郡 蓮仏 澄江 中原 清野 小林 園枝

山本 庸子 諸山 泰子 田中 照子

岩成 和栄 塩 春代

山田 堯子 平尾美智子 山本 達子

東伯郡 福井 智恵 谷田水無子 山本 達子

高田小夜子 若原 節子 河原 保子

富盛 薫 清水 静恵 河原 保子

中井 淑子 山田 菊江 足羽 葉子

西伯郡

根ノ井節代 榎原 輝姫 亀崎 和子

東原富美子 松本多満子 河本 幸子

海地 栄子 酒井 茂野 元木 数枝

田中 博子 吉岡サエ 後藤由紀子

内藤 花子 林原 幸子 門脇 康

澁谷八重子 中川 房子 木下 道子

昭和二十六年十月二十三日印刷  
昭和二十六年十月二十三日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取